

西宮市住宅改修支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項第3号及び同規則第94条第1項第3号に規定する書類（以下「理由書」という。）を作成した場合に、作成者に手数料を支払うことにより、住宅改修の利用の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 前条の手数料は、次に掲げる者が法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者のうち法第8条第23項に規定する居宅介護支援の提供を受けていない者又は法第8条の2第18項に規定する介護予防支援の提供を受けていない者の住宅改修に係る理由書を作成した場合に支給する。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 作業療法士
- (3) 理学療法士
- (4) 保健師
- (5) 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者
- (6) その他これらに準ずる資格を有する者として市長が認める者

(手数料)

第3条 手数料は、1件当たり2,000円（税別）とする。

(手数料の請求)

第4条 手数料の支払いを受けようとする者は、住宅改修支援手数料請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、第2条第2号から第6号に掲げる者については、その資格を証する書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る理由書の作成を確認の上、手数料を当該請求者が指定する金融機関の預金口座に振り込むこととする。

(時効)

第5条 手数料の支払いを受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。